

R06-657

原義保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
--------	------------------

佐本規制発第198号  
令和6年12月20日

関係各所属長 殿

有効	令和12年3月31日まで
規制調査係	

佐賀県警察本部長

交通規制事務処理要領について（通達）

交通規制の事務処理要領については、「交通規制事務処理要領の制定について（通達）（令和元年12月27日付け佐本規制発第274号。以下「旧通達」という。）」により事務の適正化を図っているところであるが、別添のとおり事務処理要領の一部を改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

別添

## 交通規制事務処理要領

### 第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第4条第1項及び第5条第1項に規定する交通規制の手續に関する事務（法第114条の3の規定が適用される場合を含む。）を適正かつ効率的に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 規制責任者

- 1 交通規制の適正な実施を図るため、警察署及び高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）に、規制責任者を置く。
- 2 規制責任者は、警察署にあっては交通課長、高速道路交通警察隊にあっては副隊長とし、管内における交通規制に関する事務について、その責に任ずるものとする。
- 3 交通規制課長は、県下全域の交通規制に関する事務について、その責に任ずるとともに、警察署等の規制責任者を指導するものとする。

### 第3 交通規制の上申手續等

- 1 警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、管轄する道路において、法第4条第1項に規定する信号機の設置又は道路標識等による交通規制の必要性を認めた場合は、佐賀県警察交通統合情報管理システム（以下「交通統合管理システム」という。）により交通規制課を経由して佐賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）へ上申するものとする。
- 2 警察署長等は、交通規制の上申又は交通規制を行おうとする場合は、事前に交通規制を担当する幹部に実地調査をさせなければならない。

### 第4 交通規制の意思決定手續等

- 1 交通規制課長は、第3の1により交通規制の上申を受け、審査の結果、交通規制の実施を必要と認めたとき、又は自ら交通規制を実施する必要があると認めたときは、公安委員会の意思決定、信号機及び道路標識等の設置、交通統合管理システムへの登録その他必要な手續をとらなければならない。
- 2 交通規制課長は、交通規制を実施する際には、公安委員会の意思決定事項と信号機及び道路標識等の設置状況との整合性を確認しなければならない。

## 第5 警察署長等の交通規制

- 1 警察署長等は、法第5条第1項により交通規制（以下「署長規制」という。）を実施しようとする場合は、次に掲げる事項を明確にして書面で意思決定しなければならない。
  - (1) 規制種別
  - (2) 適用法条規制区間、規制区域及び規制地点
  - (3) 規制対象
  - (4) 規制期間及び規制時間
- 2 高速道路交通警察隊長は、高速道路上において、気象状況の変化や交通事故の発生等に際して、緊急的、臨時的に交通規制を実施しようとする場合は、第5の1の限りでないものとし、事後において、書面で意思決定をしなければならない。
- 3 警察署長等は、大規模又は社会的反響が大きいと判断される交通規制を実施する場合は、交通規制課と連携を図るものとする。
- 4 警察署長等は、すでに実施中の交通規制の効力を一時的に停止させる場合(1か月以内のものに限る。)は、速やかに交通規制課を経由して、警察本部長に報告しなければならない。

## 第6 交通規制の周知徹底

警察署長等は、交通規制の実施に当たっては、地域住民その他関係者などに対し、交通規制の趣旨、内容等について、周知徹底を図らなければならない。

## 第7 留意事項

警察署長等は、交通規制の上申又は署長規制を行おうとする場合は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 交通規制の意思決定に先行して、道路標識等の設置は行わないこと。
- (2) 地域住民の強い要望があっても交通規制そのものの合理性、妥当性に問題があると認められるような場合は、署段階で要望を踏まえた他の方法を講ずるよう検討するとともに、場合によっては道路管理者による施策を要請するなど地域住民等の理解と協力を得るよう努めること。
- (3) 交通規制実施後における交通事故の発生状況及び交通実態の変化等を常に観察して、当該交通規制を見直す必要性が認められれば、速やかに必要な見直しを行うなど交通規制の実効を高めるよう努めること。